

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本的な考え方

スポーツやレジャーは、健康づくり、体力づくり、生きがいづくり、そして、地域でのコミュニティの育成といった側面を持ち合わせています。今、生涯にわたってそれぞれの年代の場面において、楽しく、継続的スポーツ活動ができる環境づくりが求められています。

スポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や、心身の健全な発達に必要な不可欠なものです。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を送ることは、すべての人々の権利であり市民のスポーツ権*として位置づけられます。「する」、「観る」（観戦する）、「支える」（応援する・運営する・教えるなど）、スポーツが霧島市に根つき、健康なまちづくりが進められるよう次のような基本理念を掲げます。

2 基本理念

スポーツによる、育み磨きあうまちづくり、を実現するために、

生涯スポーツ社会の実現に向けたスポーツ環境づくり

を基本理念とします。

3 基本目標

本計画は、「生涯スポーツ社会の実現に向けたスポーツ環境づくり」のために、平成31年度に向けた基本目標を、次のように定めます。

- ★市民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的にあわせて、生涯を通してスポーツに親しむことができる環境整備と社会の実現を推進します。
- ★成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人（65%程度）となることをめざします。
- ★2020年（平成32年）に開催予定の国体の種目別誘致に関し、誘致推進体制の強化と施設整備をめざします。

4 基本施策

目標達成のために以下の「5本の施策」を設定しスポーツの振興を進めます。

施策 1 スポーツに親しむ機会の充実

施策 2 スポーツを通じた健やかな子どもの育成

施策 3 地域スポーツの振興

施策 4 スポーツ資源の整備・充実

施策 5 スポーツ交流の推進

この5本の施策を具体的にすることにより、本市が政策として掲げているスポーツによる、『育み磨きあうまちづくり』の実現をめざします。

生涯スポーツの観点

